

## 第5回条例検討部会及び中島委員の意見の反映状況

番号	箇所	第5回条例検討部会（H29.2.2）での意見	反映状況	考え方
1	P1「公共」等について	「公共」について、「『過去、「公共は主として行政が担うものとされ、「公」＝「官」、「私」＝「民」と言う考え方が一般的でしたが、今では「民」が行う公共的な活動が様々な場面で見られるようになっていきます。』という記載を反映したというが、見当たらない。（天野委員）	○	P1の「趣旨」の冒頭に文言を追加した。
2	P5「不特定多数かつ多数のもの」の利益の増進について	「不特定かつ多数のもの」の利益の増進に寄与」の部分の説明には、ボランティア団体のいう「公益」というのは民間公益であり、国や自治体のいう「公益」とは違う性格のものだといった説明があった方がよい。（中島委員）	○	P5の「説明」に文言を追加した。
3	P6「一般社団法人、一般財団法人」について	「一般社団法人、一般財団法人」の説明のところの「旧民法第34条の旧社団、旧財団から移行した一般法人や認定を受けた法人は、ほぼ全てが、市民の発意に基づき設立された団体にあたらなため」という表現は間違った説明になるため、外したほうがよい。具体の事例として「かながわボランティア活動推進基金21」の場合を説明するのであれば、コラムにしてその中で解説した方がよい。（中島委員）	○	P15の「かながわボランティア活動推進基金21」を紹介するコラムの中で、基金21の対象者の要件を記載した。
4	P10「県の責務」について	県の責務の説明部分で、県の組織、「協働推進者」や「庁内推進会議」、「協働推進実務担当者」などがあるが、どこに相談すればよいのかわかるようにしてあるとよい。（天野委員）	○	P11に、「庁内の協働推進体制」の図を追加した。
5		あえて「コンパクト」を持ち出して協定の説明に用いる必要性はないのではないかと。（藤澤委員）	○	現在、協働をする上では、対等な立場で協議し協定を締結することが、定着してきているので、「コンパクト」については、記載しないこととした。
6	P13～14「コンパクト」について	コンパクトの理念は、「対等な立場での協議」や「協定」の説明として記載されていることと同じであり、条例制定当時は今までにない考え方だったので、記載する意味はあったかもしれないが、5年経った今、あえて「コンパクト」という表現を入れなくてもよい。（中島委員）	○	
7		例えば基本理念の説明の後に、何らかの例示があるといい。旧手引き16ページの相手方となるボランティア団体の選考というところは、どうやって選ばれるのかという部分の説明が逐条解説にはないので、具体の事例を通じた解説があると、条文の理解だけでなく、具体的に応募するときに利用できる。（天野委員）	△	今回作成しようとしているものは、逐条解説であるため、事例やマニュアル的な要素については入れず、巻末に、基金21の協働事業の成果報告書や協働の成功事例を掲載しているホームページをアナウンスする。
8	事例やマニュアル的要素の挿入について	条文毎に類似の先行事例をあげるのはどうか。（原委員）	△	なお、事例集やマニュアルを別に作成する必要があるかどうかについては、協働推進実務担当者研修の際に、県職員にアンケートを取って判断することとする。
9		逐条解説に、どこまでマニュアル的なものを加えていくのか難しい。協働事業の事例をとこところに入れていくというのは、神奈川県ならではのこととしてやってもよい。すべて書き込まなくても、参考資料のリストでもよい。（藤澤委員）	△	
10		協働推進条例は理念的であり、ここで目指しているのがいわゆる逐条解説ならば、マニュアル的な要素や事例紹介は入れる必要はなく、条文の解説や用語の定義をきちんと記載した方がよい。（中島委員）	○	

11		NPO法制定のときに注目された市民が担う公益というものの紹介程度でよい。公益に関する議論は、様々であり、逐条解説に断定的なことを書くのは難しい。(藤澤委員)	○	公益法人の「公益」とボランティア団体等の「公益」の相違は、記載しない。
12	公益法人の「公益」とボランティア団体等の「公益」の相違の記載	ここでしっかり明記しておくことが条件として必要か。(原委員)	○	
13		あえてここで公益法人とボランティア団体の公益を分ける必要があるのか。無理して記述する必要があるのか。(天野委員)	○	
14		前提として「ボランティア活動に取り組む」一般社団法人、一般財団法人となっていればよい。結局は、それぞれの活動内容を見ていかなければわからない。(樋山委員)	○	
15	第三者評価	一般的に、事業評価と活動評価があるが、関係性のなかでどうだったかや、活動の中でどこまで深化させてきたかなどを、協定書のひな型みたいなもので示したらどうか。(原委員)	—	第三者評価については、条例で規定しているものではないため、今回作成しようとしている逐条解説には、新たな内容は記載しない。
16		協働推進協議会で一覧表を示されても、評価したことにはならないので、先に目標と到達度を測定する指標をきちんと決めてから評価しましょうというのがいいのではないか。(藤澤委員)	—	
17		評価については、第1条の目的にある、多様な主体の参画と地域課題の解決への寄与の2点を双方で確認するという可視化、意識化するということがすごく大事だ。そこにずれがあったとしたら、やっぱり対等ではなかったのではないかという意識のずれも可視化できると思う。(原委員)	—	